

新型コロナウイルスワクチン接種に関する情報提供

厚生労働省ホームページ「新型コロナウイルスワクチンの予診票・説明書・情報提供資材」内に、新型コロナウイルスワクチンの接種を行うにあたり予診票で確認すべき内容を『予診票の確認のポイント（接種従事者向け）』としてまとめられております。下記 URL よりご覧いただけますのでご確認ください。

関連書類を次頁から掲載しておりますので、併せてご確認くださいませと幸いです。よろしくお願い申し上げます。

厚生労働省ホームページ「新型コロナウイルスワクチンの予診票・説明書・情報提供資材」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_yoshinhyouetc.html

- 予診票の確認のポイント（接種従事者向け）

『新型コロナウイルス ワクチン 予診票の確認のポイント Ver2.0（令和3年5月21日版）』

<https://www.mhlw.go.jp/content/000782623.pdf>

2021年5月28日

国立研究開発法人 国立がん研究センター中央病院 感染症部／感染制御室 岩田 敏

日本病院会 感染症対策委員会

事務連絡
令和3年5月21日

各都道府県 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

「新型コロナワクチン 予診票の確認のポイント Ver2.0」について

新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの予防接種については、適切な予診と円滑な接種に資するよう、「新型コロナワクチン 予診票の確認のポイント Ver1.0」（令和3年3月26日版）を作成し、予診を行う医師や、予診票の確認などに従事する職員等に予診時に参考にしていただくよう、周知等依頼したところです。

今般、「COVID-19 ワクチンモデルナ」（武田薬品）の接種開始にあたって、「コミナティ」（ファイザー）と「COVID-19 ワクチンモデルナ」（武田薬品）の両ワクチンの接種における予診時の参考としていただけるよう、「新型コロナワクチン 予診票の確認のポイント Ver2.0」（令和3年5月21日版）を作成しました。

つきましては、貴自治体でご活用いただくと共に、関係団体や、接種を実施する医療機関等に周知いただきますようお願いいたします。

なお、今後も、「予診票の確認のポイント」は、接種の実情や、科学的知見の集積等を踏まえて随時改訂することがあります。

引き続き、新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの円滑な接種について、格段の御協力をお願いいたします。

※「新型コロナワクチン 予診票の確認のポイント Ver2.0」（令和3年5月21日版）については、厚労省ホームページからダウンロードすることができます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_yoshinhyouetc.html

事務連絡
令和3年5月25日

各

都道府県
市町村
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室
医政局医事課

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施における
電話や情報通信機器を用いた診療の活用について

新型コロナウイルス感染症にかかる予防接種については、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引きについて」（令和2年12月17日付け健発1217第4号厚生労働省健康局長通知）の別添（以下「手引き」という。）において、現時点での情報とその具体的な事務取扱をお示ししており、電話や情報通信機器を用いた診療については、「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（令和2年4月10日付け厚生労働省医政局医事課、医薬・生活衛生局総務課事務連絡。）等において取り扱いをお示ししています。

今般、当該予防接種の実施における電話や情報通信機器を用いた診療の活用について、接種実施医療機関及び接種施設においてどのような体制を確保するかという観点から、その考え方を下記のとおり取りまとめましたので、内容についてご了知いただくようお願いします。

記

1. 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種においてオンライン診療を活用する場合の考え方について

- 予診においては、問診・検温を行う必要がありますが、身体診察を全員に行うことは求められていません。
また、接種希望者が基礎疾患を有していたり、服薬をしている場合であっても、接種の判断や接種後の処置に影響する状況は限られていることから、

予診に当たっては、こうした状況に該当するかどうかを判断することができれば足りると考えられ、予診において、接種希望者の有する疾患や服薬内容を全て明らかにすることを要するものではないと考えられます。

このため、電話や情報通信機器を通じた予診により、接種の判断を行うことが可能な場面は多いと考えられます。なお、予診において、対面での診察が必要と判断された場合には、接種会場に配置された別の医師が必要な診察を含めた予診を行うことで、改めて接種の判断を行うことができます。

- なお、手引きにおいて、予防接種を安全に実施する観点から、「被接種者に副反応が起こった際に応急対応が可能なように、準備を行う」としていただきますので、電話や情報通信機器を用いた予診を行う場合であっても、接種の実施医療機関及び接種施設には、副反応の発生に迅速に対応できる医師の配置は必要になります。

2. オンライン診療を活用する場合における予診の手続きの留意点について

- 電話や情報通信機器により予診を実施する場合には、予診医に予診票の記載内容を送達し、電話や情報通信機器を用いた予診後に接種の許可を接種会場に正確に伝達して、接種を実施することになります。
- 診療記録については、予診医の署名等により接種の許可を記録に残し、後日、接種会場の予診票とまとめて記録する等により、ひとつにまとめて管理する必要があります。
- ※ 会場の予診票の医師署名欄には、予診医から接種の指示の伝達を受けた事実及び予診医の氏名を記入し、指示の伝達を受けた者が署名することができることとします。

※参考 新型コロナウイルスワクチンの接種における電話や情報通信機器を用いた診療の活用例

- 電話や情報通信機器を用いた予診の活用の検討に資するよう、接種形態ごとの活用方法を例示します。

(1) 集団接種会場等での接種

多くの者を対象とする接種会場において、接種会場現地で予防接種業務に従事する医師に加え、電話や情報通信機器を用いての予診を併せて実施し、副反応への対応は現地の医師が行う体制とすることで、予診を行いうる医師を増員し、接種会場の接種能力を高めることに資すると考えられます。

(2) 個別の要介護者等への在宅での接種

個別の要介護者等への在宅での接種については、予診医が電話や情報通信機器により予診を行い、予診医の指示を受けた看護師等が接種を行い、医師が副反応の発生時等の緊急時に対応できる範囲にとどまる態勢を取ることで、接種場所に医師がいない状況で行うことも考えられます。

ただし、こうした方法による接種の判断は、予診医が従前から被接種者の病状等をよく把握している場合に限るなどして、特に慎重に行う必要があります。

(3) へき地・離島等での接種

接種に従事する医師の確保が特に困難なへき地・離島等で、医師が1人しかいない診療所等において、一般の医療提供を継続しながら予防接種を実施する場合に、当該診療所の医師が一般診療に従事しつつ、副反応が発生した場合の対応等を担い、ワクチン接種の予診については遠隔地の医師が電話や情報通信機器を用いて実施することにより、所在する医師が限られる地域であっても、通常の医療を提供しつつワクチン接種も並行して進めることに資すると考えられます。

以上

事務連絡
令和3年5月25日

各都道府県・市町村・特別区 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

新型コロナウイルスワクチン接種における予診時の確認について

新型コロナウイルス感染症のワクチン接種につきましては、多大なるご尽力をいただいているところであり、深く感謝いたします。

効率的かつ効果的な問診の実施に当たっての留意事項や参考情報について、別添の事務連絡によりお示ししているところです。何らかの病気で診療を受けている被接種者の予診時の取り扱い及びその考え方について、更に明確化することで円滑な接種に資するよう、以下の通りお示ししますので、接種に当たって参考にするとともに、管内の医療団体・医療機関への周知をお願いいたします。

記

- 予診票の「その病気を診てもらっている医師に今日の予防接種を受けてよいかと言われましたか」の設問に「いいえ」と回答した接種希望者のうち、かかりつけの医師に確認せずに接種を希望した場合についても、予診医が接種可能と判断した場合は接種可能です。
- 被接種者が、病状に応じ、自らかかりつけ医師への受診時に接種の相談をすることは望ましいと考えられるものの、市町村が、被接種者に対し、かかりつけの医師に接種の可否を必ず予め確認するよう一律に求めるものではありません。
- 予診票が正確に記入されているか、看護師や事務職員等が医師の予診に先立って確認し、留意すべき回答の有無を明確にしておくことで、円滑な予診に資すると考えられます。
- 接種希望者が基礎疾患を有していたり、服薬をしている場合であっても、接種の判断や接種後の処置に影響する状況は限られており、予診において、そうした状況に該当するかどうかを判断できれば足りるものであり、接種希望者の有する疾患や服薬内容を全て明らかにすることを要するものではありません。なお、こうした状況に該当するかどうかの判断の参考にさせていただくよう「予診票の確認のポイント」をお示ししているのでご参照ください。

(別添)

「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種における問診等の予診に関する留意事項について」(厚生労働省健康局健康課予防接種室・厚生労働省医政局医事課事務連絡令和3年3月31日)

「新型コロナワクチン予診票の確認のポイント Ver2.0 について」(厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡令和3年5月21日)